

第 7 章

歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 基本的な考え方

本市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県及び市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存・管理・活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的な建造物が多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、本市の歴史的風致を形成している歴史的な建造物のうち、重点区域内に位置し、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件（民間が所有する物件にあたっては、当該建造物の所有者が、今後適切な維持管理をする意向を持っていることを確認する。）を前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定の基準」を満たす建造物を指定する。

なお、重点区域内においては、歴史的な建造物の調査を実施し、必要に応じ随時、指定していく。

<指定対象の要件>

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物を指定する。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財(建造物)
- ② 静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 掛川市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもので、概ね築50年を経過しているもの。

<指定の基準>

次のいずれかに該当する建造物で、適切な維持管理が見込まれ、一般公開が可能なものを指定する。

- ① 建造物の形態意匠又は技術上の工夫が優れているもの

- ② 地域の歴史を把握する上で重要なもの
- ③ 歴史的な街並みの構成要素として重要なもの
- ④ 建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、県及び市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持管理を行う。その他の建造物についても、建造物の特性や価値に基づき適正に維持管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、所有者等による維持管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致形成建造物の公開活用についても積極的に推進し、所有者等への配慮、毀損の防止に留意しつつ、市民や観光客への周知に努める。

(2) 個別の事項

① 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

② 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指

導を踏まえて実施するものとする。

③ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項及び同法施行令第3条第1項に基づき、以下の場合とする。

＜届出が不要の行為＞

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 静岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行い、又は同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 掛川市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第12条第1項に基づく現状変更などの許可申請を行い、又は同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

No.	指定区分	名称	写真	所有者	備考
1	-	掛川城天守閣 ・石垣		掛川市	
2	市指定文化財 (建造物)	掛川城太鼓櫓		掛川市	
3	-	大手門		掛川市	
4	市指定文化財 (建造物)	大手門番所		掛川市	
5	市指定文化財 (建造物)	松ヶ岡（旧山崎家住宅）		掛川市	

No.	指定区分	名称	写真	所有者	備考
6	市指定文化財 (建造物)	竹の丸(旧松本家住宅)		掛川市	
7	県指定文化財 (建造物)	龍華院大猷院 霊屋附春日厨子		龍華院	
8	—	龍尾神社(本殿、幣殿、拝殿)		龍尾神社	
9	県指定文化財 (建造物)	大日本報徳社 淡山翁記念 報徳図書館		大日本報徳社	
10	県指定文化財 (建造物)	大日本報徳社 正門		大日本報徳社	
11	県指定文化財 (建造物)	旧有栖川宮熾仁親王邸御座所(大日本報徳社仰徳記念館)		大日本報徳社	

No.	指定区分	名称	写真	所有者	備考
12	県指定文化財 (建造物)	旧有栖川宮熾仁親王邸侍女部屋（仰徳学寮）		大日本報徳社	
13	県指定文化財 (建造物)	旧遠江国報徳社第三館掛川事務所（大日本報徳社冀北学舎）		大日本報徳社	
14	県指定文化財 (建造物)	三熊野神社本殿		三熊野神社	
15	市指定文化財 (建造物)	横須賀町番所		掛川市	
16	-	清水家住宅		個人	景観形成重点地区
17	-	八百甚		個人	景観形成重点地区

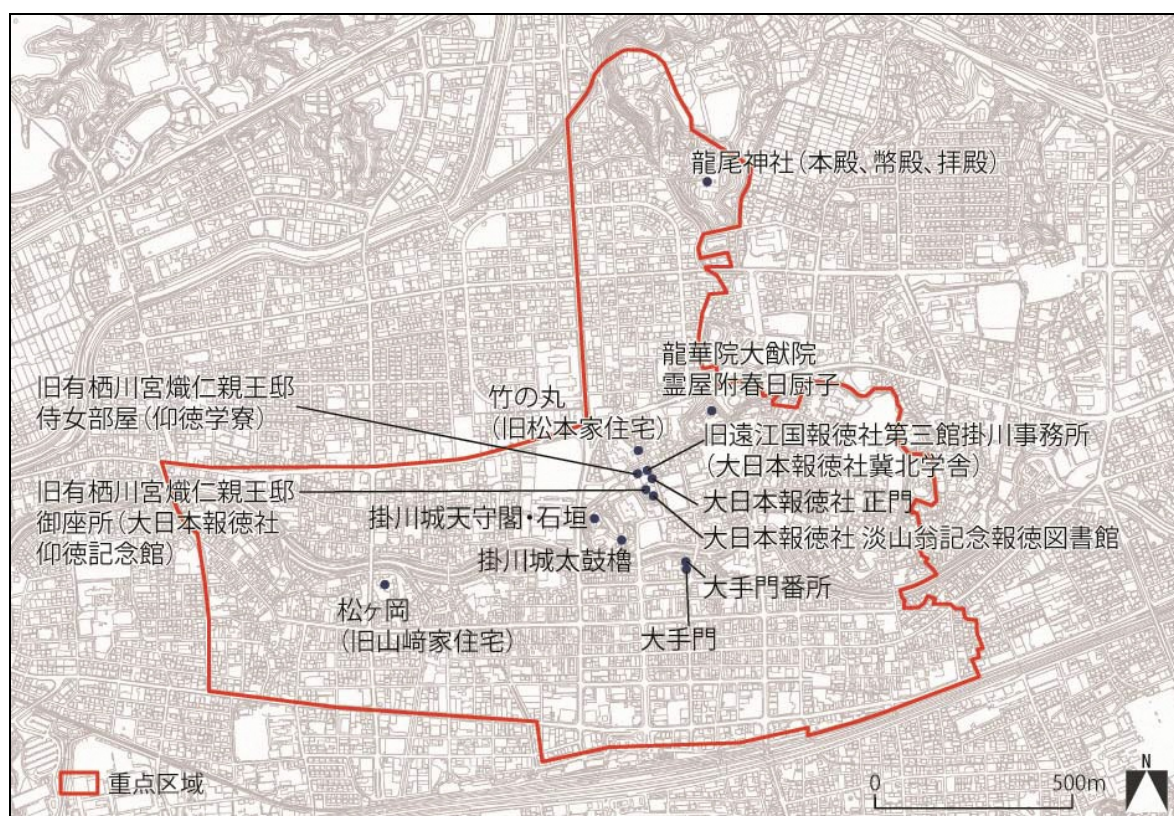


図 歴史的風致形成建造物の指定候補の位置図「掛川城下エリア」

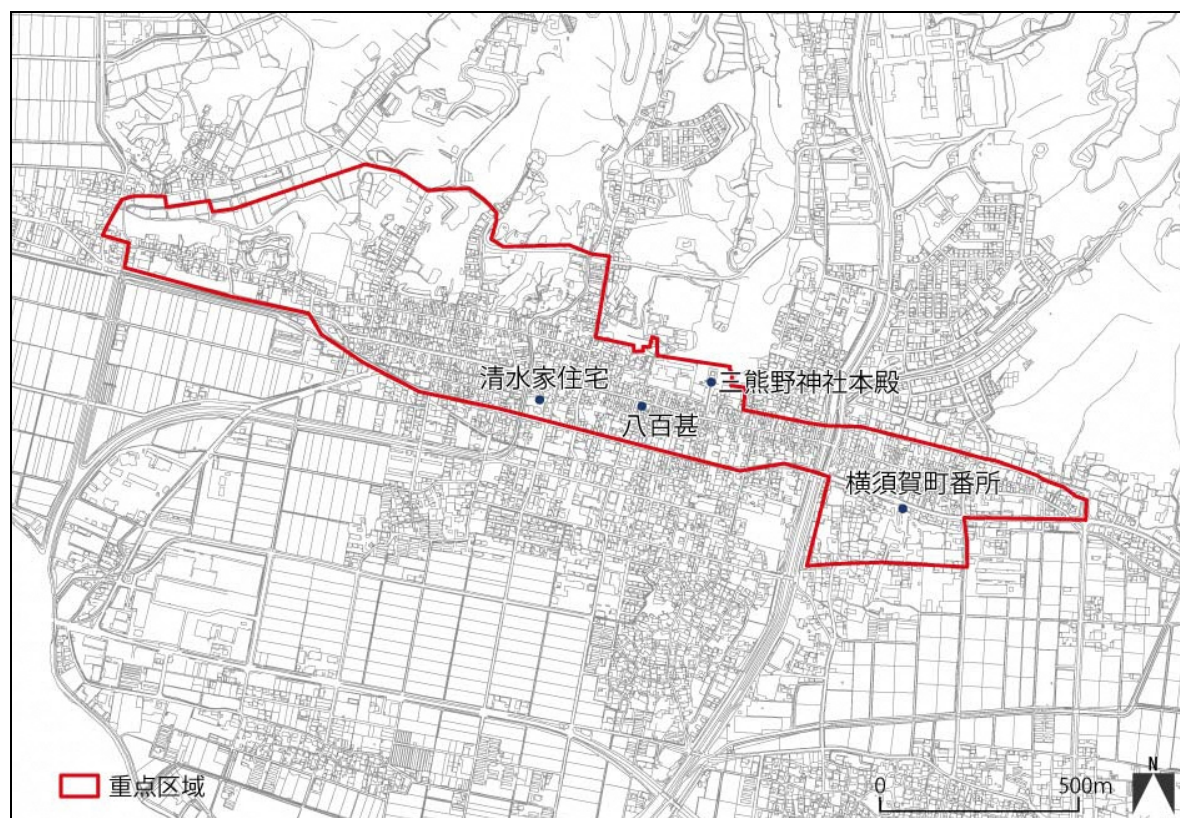


図 歴史的風致形成建造物の指定候補の位置図「横須賀城下エリア」